

平成24年(う)第1860号 公務執行妨害・傷害被告控訴事件

被告人 大 高 正 二

証 拠 調 べ 請 求 書 (3)

2013年7月4日

上記弁護人弁護士 長 谷 川 直 彦

同 大 口 昭 彦

同 萩 尾 健 太

同 河 村 健 夫

1 診療録

(1) 作成者

国際医療福祉大学三田病院

(2) 作成日

2010年8月10日

(3) 立証事項

杉田憲治が負傷していないこと

(4) 請求の理由

原審判決は、武藤医師の証言と同医師作成の診断書に基づき、杉田が負傷している事実を認定したが、客観性の高い診療録(カルテ)には「異常」が生じ

たような記載はなく、杉田が主張する「症状」は同人の愁訴でしかないことは明らかである。

従って、「異常」が生じたような記載のない本診療録を取り調べる必要性が高い。

2 鑑定書

(1) 作成者

橋本正次（東京歯科大学法人類学研究室教授）

(2) 作成日

2013年7月2日

(3) 立証事項

大高氏が原審認定の犯罪事実を行い得ないこと

(4) 請求の理由

原審判決は、「被害者」の杉田氏の証言を主たる証拠として、杉田氏が2回殴られた事実を認定したが、本鑑定書によれば、客観的なビデオに映る両名の位置関係からは、12時22分30秒頃に大高氏が門扉の上に腹ばいになって杉田氏を2回強く殴打することは不可能である。

従って、大高氏が暴行していないことを証明する上で本鑑定書を取り調べる必要性が高い。

3 証人・橋本正次

(1) 証人の地位

東京歯科大学法人類学研究室教授

(2) 尋問時間

約30分

(3) 立証趣旨

2と同じ。

(4) 請求の理由

2と同じ。